

第五節 族 制

一 家族

(一) 家と家族

永良部では家族のことを「ヤーキネ」と唱えている。単に「キネー」と言うこともある。「ヤーヌチユ」と言えば「家の人」ということで、「キネー」と言えば家という囲みの内に住んでいる者のことで家族のことである。

「広辞苑」では家族を、「①血縁によって結ばれ生活を共にする人々の仲間で、婚姻に基づいて成立する社会構成の一単位 ②家の旧制度の下で戸主の統率した家の構成員 ③原則として戸主の親類で、その家を構成する者、およびその配偶者」と定義している。また、家につ

いては、「家族全体によって形成せられる集団、特に旧民法で戸主の支配権で統率された戸主と家族との共同体である」としている。

この「広辞苑」のいう「家族」「家」の概念は、永良部の「ヤーヌキネ」または「キネー」と同義に解してよい。ただ、先の定義が民法や社会学的用語であるため、肉親の温かみや祖霊と家族が同居しているという観念の表現がなされていないので、「キネー」(家族)の意を十分つくし得ていない感がある。

そこで主観的であるが、日常の言葉で「祖父母、父母、兄弟、孫などの血のつながる肉親が、保護者を中心にして祖霊に見守られながら一つの家に住んでいる者を『キネー(家族)』という」として感覚的に表現してみると「キネー」の味が出るような気がする。この「キネー」が、社会的には「家」とよばれることになる。

(二) 家族員の呼称

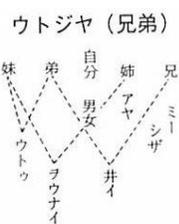
家族に限らず広く親族の呼称を示すと、祖先は総称してウヤホと呼称する。祖父はジャージャ、祖母はアジであり、祖父母の世代の親族男女性に対しても、同じく男

性はジャージャ、女性はアジである。まぎらわしい場合は地名、または実名、または屋号を冠して使う。

曾祖父はフージャージャ、曾祖母はフーアジと言う。高祖父もフージャージャ、高祖母もフーアジと言う。高祖父母以上はすべて高祖父母と同じ呼び方である。すなわち、自分以上四世代に親族の呼び方がある。このことはまた、自分以下四世代に親族の呼び方があるのと対照的である。すなわちクワ、マガ、ヒマガ、マタマガである。子女は一般にクワであるが、長子はシザグワ、末子はチユシグワである。

伯叔父母に対しては、父を中心として年齢を基準に年長には伯父をフーチヤ、伯母にはフアーマ、年下には叔父をラウジャ、叔母をバーバと呼ぶ。叔母(バーバ)の妹はバーバグワである。バーバグワの妹はバーバに実名を冠する。例えばハナバーバ(花叔母)である。傍系の伯叔母にはハラチを冠す。例えばハラチフアーマ、ハラチバーバのごとくである。

伯叔父は一般にラウジャであるが、伯父はフーチヤ、叔父はラウチヤで、ラウチヤの弟はラウジャグワである。ラウジャグワの弟はラウチヤに実名を冠す。例えば次郎



ラウチヤのごとくである。傍系の伯叔父にはハラチを冠す。例えばハラチフーチヤ、ハラチラウチヤの如くである。なお、伯叔父母の世代の親族男女性に対しては、フーチヤ、フアーマ、ラウチヤ、

バーバを用いるが、まぎらわしい場合は、地名(部落名)または実名、または屋号を冠す。例えば内城のフーチヤ、またはカネ(美名)バーバ、またはグスクヤ(屋号)のフアーマのごとくである。伯叔父の世代の人に対して、ラウチヤと呼ぶべき世代の地位にある人を、ミー(兄)と呼びかけることがあるが、親近感によるものであるが、逆の例もあり、言葉の混用が見られる。

兄弟は井イであるが、一般に兄をミーと呼ぶ、昔、農家では兄をアクと呼んだ。(昔は下男をヤクミと呼んだこともある。なお泊地区で階級制のころ上流では、長上の男をシユウ、年下の男をボウ、長上の女をアカと呼んだことがある。)長兄はフーミ、次兄はミーグワ、三兄以下は実名+ミーグワである。弟は一般にウトウキイである。

自分からみて兄弟の世代の親族男性の年長には、等しくミ（兄）を用いるが、まぎらわしい場合には地名、実名または屋号を冠する。

姉妹はワウナイである。ヲナリ神のヲナリである。姉は一般にアヤと呼び、長姉はフアヤ、次姉はアヤグワ、三姉以下は実名^{プラス}アヤグワと呼ぶ。

男は井ンガ、女はウナグと言い、父方、母方をしいて区別する必要がある場合は、特に母方の場合は「アマガハタ」と言う。

以上のように親族称呼によつてハロジ（腹氏か）関係（血縁関係）の中の地位、身分を示している。まぎらわしい場合は、地名、実名、または屋号を冠することは幾度か述べたとおりである。この血縁体系（ハロジ）が世代と年齢の規準によつて定められており、しかも父母両系の座につながっていることがわかる。

付 幼名（ワラビナー）と学校名

誕生するとすぐつける名が幼名（ワラビナー）である。

祖父母の、兄弟姉妹の生存している者の名をそのままつけるのである。父方祖父母を優先し、母方祖父母は次に

通である。この場合、父方、母方同比重の範囲で現れていることに注意すべきである。

そして前述の、親族呼称のある範囲はすべてハロジである。ハロジは、父母両系の座につながる血縁体系であることについては前に述べたとおりであるが、この言葉はハラ（母系原理）とウジ（父系原理）の合成によるものではなくろうか。同様にハラとヒキの合成ではなくろうか、と説く人もいる。

ハロジ（腹氏）はハラに重点があり、ヒキハラはヒキに重点がある。前者は両系制であり、後者は父系単型制であり、しかも重系的面影を示している。ヒキは、ある時期からしだいに母系を表すハラをもつて、代えらるるに至った。

ヒキ（ヒチ）ハラは、父系的自然血縁体単系制の親族体系父兄同族で、父系にその配偶者を伴った血縁体系で、配偶者の血縁を含めない。男系卑属の単系的広がりを感じ味する。例えば「〇〇のスチヒチ」のごとく用いられる。

「〇〇家」の男系、同族を意味する。

ハラは元来、母系的血縁体系を表す言葉である。しかし現在では、専ら父系的自然血縁体系ヒキ（ヒチ）に当

する。このワラビ名は家庭で使うことが多いのでヤーナとも言う。このワラビ名に対し実名（戸籍上の名）を学校名と言うのは、就学まではワラビ名で呼ぶが学校では戸籍上の名で呼ぶからである。

二 親 族

親族を表す語にハロジがある。これは腹氏の訛音であるろうか。ハロジは、父母両系の座につながる血縁体系である。先祖^{チャート}祭特に三十三年忌祭には枝、葉、根（枝葉末節という意か）にも祭らせよという意味のことを言うが「子をかすがいとして血を引く」範囲に祭らしめよということがある。「子をかすがいとして血を引く」とはつまり、「父母両系の座につながる」自然血縁の範囲である。

これは我が国現民法の規定する親族の範囲、つまり六親等内の血族、その配偶者、三親等内の姻族というのとほとんど同じか、もしくはやや広い程度である。そしてそれは従兄弟姉妹（いとこ。ハラチウトジヤ）の孫（六親等内の血族）および又従兄弟姉妹（またいとこ、マタチウトジヤ）六親等内の血族をもつて限界とするのが普

たる言葉として使われている。ハラが元来母系的血縁体系を表す言葉であることを示すものとして、次の方法がある。すなわち、「ヒキワ、ユクワシガ、ハラワロサヌ」というのがそれである。直訳すれば「ヒキは良いが、ハラが悪い」ということになる。意味は「父のヒキは良いが、母のハラが悪い」、すなわち「父方の血統は良いが、母方の血統が悪い」ということになる。

この言葉は、子供のできが悪いときによく使われる言葉であるが、嫁選びの際にもよく使われ、この言葉を使つて嫁選びを渋ったこともあるという。

ハラは母系を表す言葉として、最も古く重点のおかれた言葉であつたが、父権の優越が進行して血縁体系が父系によるにしたがい、母系を表すハラという言葉は使われなくなった。

時日がたつにつれ、血統を表すこの重要語は父系血統を表すヒキ（ヒチ）を用いるのに活用し、転化した。これを促進したのは、両系的血縁体ハロジの進行がある。

この過渡期にヒキとハラとの両語の併用、また混用された時代があつた。現在もヒキ（ヒチ）の言葉は使われているが、時移るとともに、ハラは父系的血縁体系を表す言

葉となつてしまつた。

ハロジは、父母両系の座につながる自然的血縁体系であることについては如上のとおりである。これに対し擬制的ハロジ、あるいは準ハロジともいふべきものがある。すなわちミシハロジ、およびトメハロジ、それに名付け親（仮親）などである。以下それらについて述べることにしよう。

(一) ミシハロジ

ミシハロジは、見知り合つた自然の縁で結合した関係で、ハロジつき合いとなつた間柄であり、特に縁結びの口上はなく、年忌祭オキマツリにも列しない。例えば、①幼少時代の親友、同窓（小中高校）の親友、②危急災厄のときに助け合つた間柄。例えば急病で途中で助けしてもらつた場合の人々の間柄。病氣中に入院設備不備のため病院の近くに民家を借りた場合の借りた人と家主との間柄。③戦時中の疎開先の人と本人との間柄。④戦中戦後の食糧難時代、物資の互恵を行った間柄。⑤戦友であつた間柄である。

(二) トウメハロジ

トウメハロジは、求めた人為の縁でハロジつき合いとなつた間柄である。「ハロジし給タマハり」という縁結びの口上があり、新しく縁故を人為につくつた間柄に成立する。

例えば、①牛の子や豚の子を買つて育てたところ成績がよく、繁殖した場合、売り手と買い手の間にこの関係が形成される。この場合「トウメハロジし給タマハり」という縁結びの口上があつて、ハロジつき合いとなる。②気が合つた人との間柄、意気投合した仲に成り立つ。③旅行中の船中、車中にて懇意になつた間柄。④性の合つた人（ユタの占いによつて）と縁結びとなつた間柄。⑤二十三夜の行事を共にする仲間のうちで特に親しくする間柄。例えば二十三夜で「神様の子にしてください」と頼んだ人と頼まれた人との間柄。⑥屋号名が偶然同じとき当事者の間柄に成立する。⑦以前奉公した人と家主との間柄。⑧小学校時代の同窓生が、特に「トメハロジし給タマハり」と申し入れた場合もある。

この場合は、特に縁結びの口上をもつてハロジつき合

いを始める。

ミシハロジ、トウメハロジは共に準ハロジのつき合いで、年の祝い、結婚式、葬祭にハロジ同様に参集し、礼品を持参する。中には、自然血縁のハロジよりも親しくつき合いする人もある。ただしミシハロジ、トウメハロジ共に、祭りの正座には列せず、祭り後の宴に招かれることが普通である。

(三) 名付け親（仮親）

他人を義理の親として頼むことがある。仮親というべきものである。また子に名をつけてもらうこともある。子女が虚弱な場合、健康にするために養ひ親を定め擬制親子関係となることがある。これを「クワシユン」（子にする）と言う。例えば、ある人の子が病弱な場合ユタに占つてもらい、相性の合う人の住んでゐる方位、その人の干支等により、親とすべき人を選び定める。そして吉日を卜し、酒（昔は四合瓶）と珍味を盛つた重箱を携え、親が子を伴ひ縁結びに行くのである。そのときの口上は「クワーシタボリ」と言う。「子にしてください」ということである。

こうして擬制親子関係が生ずるのであるが、その子は爾後、正月ごとにお神酒と重箱を携え、親を拜みに行くのである。もし、親になつてゐる人が早く他界するようなどきは、香典（昔は十銭）を持って行き、これで「縁切りヤブラ」と、縁切りの口上を言うならわしであつたという。

付 参 考

(一) 琉球の第二尚氏王統の尚円王（一四七〇年頃）に世子尚真が誕生したが幼い頃虚弱だつた。筮卜者皆占つていふには吉日吉時を選び、城を出て南に向い始めて行逢う人は貴賤を問わずこれを世子（尚真）の名付親となさば万寿無疆、千福無窮とならん、と尚円王は之に従い、臣に命じ世子を扶持し島添の路を往くに偶々「阿擢辛」に命じ世子の養父となす。（こうすれば健康恢復すると信ぜられ、名付け親を恰も実父母の如く慕う近代に至るまで民間にこの習俗あり）阿擢辛窮巷の中に生れ、蓬次の下に長じ知見狭く厚望に副い難し、と断りしもついに恭しく嘉恵を受け養父となり、毎日世子の万福を願ひ赤頭職を勤めていた。尚円王薨

じ世子尚真位を嗣ぐとき土籍に昇任、遂に紫巾官に陞った。名も「花城親方守知」と改めていた。守知病重くまさに世を辞せんとするに臨み、「郷里の父母の墓に葬られんことを」と願った。数日して死去す。尚真王哀しみ葬式の日哭泣甚だしかった。龕を識名村の前に止め王の哀慕を慰めて、具志頭間切那宇島に葬った。今田舎の俗に龕を中途に止め死者にシマ見しをさするはこれより始まると云々。

(二) 沖繩の古辞書「混効驗集」(二七一年編)に、

「おみはだみ」…御親類ということ。下官にはハラウジとも言ふ。腹氏…一族には普通ハロージと言ひ、ハロージとも言ふ、とある。

(三) ハロジにちなむ俚諺

(1) 遠さぬハロジよか近かさぬ他人

意味は、遠方にいるハロジよりも近くにいる他人が頼りになる。

(2) 倒りらばハラ探り。

破算したらハロジを探してたよれ。

三 相続

相続とは、先代に代わって跡目をつぎ戸主となることである。法的には、一定の親族的身分関係ある者の間において、その一方の死亡によって財産的権利義務の一切を承継することである。

家の相続は、普通一般的には長子相続であるが、次男、三男の場合もあり、男系の相続者がいない所では長女に婿をとって相続させた。場合によっては末子相続も行われた。明治六年、大蔵省租税中属久野謙次郎氏が大島各島村を巡視の結果の報告書、「各島村法」の沖永良部島の家督相続の事に、「二、三年前までは長男次男等父家に依頼せず、各々を一戸となすを常とす。故に家督相続は多く末子にありと雖も近來すべてこれを嫡男に譲与するの風に至る。然れども事故ありてこれを廃止するはまた父の意に任ずるものとす。」とあり、長男次男は父親に頼らず分家し、家督相続はその多くが末子がしていた旨を述べているが、明治十一年十二月の人民へ説諭ヶ条の中に、「長男を分家さす風習も有之趣、長男は決し

て分家致させず本家を相続して両親の養育をなすべし、

次男三男弟の如きは分家致さずも、本年より徴兵満期の後にあらざれば分家等決して不相叶云々、但女子の分家というは不可有之筋に付以來決して分家させるべからず、尤隠居の如き別居は不若云々」とあつて、長男は決して分家させず、本家を相続して両親の養育をすべし。

次男、三男の分家は徴兵満期後でなければさしていかなる旨が述べられ、そのころの世の移り変わりの様相がうかがえる。

相続は親の死亡によって財産的権利義務を承継するものであるが、親の生存中に財産を分割することもあり、兄弟の少ない家では均分相続したところもある。戦前は親の一存で決められていた。屋敷、田畑にしても相続人の長男に余計譲られ、次男以下の分家は結婚を機に行われるが「ヤーウチ、ハマドウタイラヌム」(家の中竈立ていらぬむ)といつて、家(建物)を作つてもらうだけ、田畑は一〇二反あるいは二〇三反というふうにくわずつ分配して「ヤーワイ」(分家)させられた。中産以下の田畑を分けてやるだけの余裕のない家では、牛をやるとか、粉、味噌を瓶に入れてやるのかした

家もあつたという。

「ヤーワイ」というのは分家のことである。これらの分家からみて本家は「ムトウヤ」と言った。本家、分家は「井一タバ」、結婚、出産、葬式などの際は相互に扶助し合っているのが例である。

家庭の祭祀権はもちろん後継者である相続人に付随する。

隠居についてインキュという言葉もあるにはあるが、普通には隠居制度は行われていない。したがって別居隠居する例はほとんどなく、親子同居のままいつとはなく、自然に相続し、親が死ぬと行政的手続きをとつて、財産相続するのが普通となっている。